

令和7年（2025年）8月14日
午前11時00分～12時00分
於：高層棟4階 特別会議室 及び オンライン
行政経営部企画財政室
都市計画部都市計画室

令和7年度 第1回政策会議

令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）実施計画策定及び令和8年度予算編成の方針を定めるものです。



令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）実施計画策定及び 令和8年度予算編成の方針について

人口減少が続く我が国において、本市では、転入超過に伴う社会増を中心とした、人口の増加傾向を維持している。このような状況において、堅調な市税収入の下支えの下、第4次総合計画の実現に向けた「重点取組2023」を積極的に推進していくため、財政の健全性の維持と将来への必要な投資の両立を図りながら持続可能な財政運営を行い、本市の魅力や強みが増すようなまちづくりを進めているところである。今後とも、人口増加による市税の増収等、歳入の増加が見込まれる中、各分野の施策の推進に努め、市民の期待に応えていくことが重要である。

ただし、人事院勧告に基づく人件費の上昇や物価高騰による労務単価の増など近年の予算及び決算の傾向を踏まえると歳入の増を歳出の増が上回る状況も想定しており、收支均衡を図るためにの努力も必要である。第4次総合計画に掲げる財政運営の基本方針に係る指標が厳しい状況になっていることにも十分に留意しなければならない。

令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）実施計画策定及び令和8年度予算編成において、まずはこれらのこと念頭に置きつつ、以下に示す国の動向等も踏まえながら、別添の方針に基づき取組を進めることとする。

参考（国の動向等）

国は、本年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、経済財政運営として、短期的には国際的な当面のリスクへの対応及び賃上げを起点とした成長型経済の実現、国際情勢への備えを進め、中長期的には人口減少下における持続可能な経済社会の構築、人を中心の国づくりといった取組を通じて、持続可能な経済社会の実現を目指している。

基礎自治体においても、こうした国の動きに遅れをとることなく賃上げを起点とした成長型経済を見据えつつ、社会保障経費の増加や公共施設の老朽化等を始めとしたこれまでの行政課題に対しても継続して取り組むためには、柔軟かつ安定的な財政運営が必要である。

令和8年度(2026年度)～
令和12年度(2030年度)

実施計画策定及び

令和8年度(2026年度)

予算編成の方針

令和7年(2025年)8月14日

令和8年度～令和12年度実施計画策定及び令和8年度予算編成の方針

1 視点及び手法

職員一人ひとりが社会情勢と市民ニーズの的確な把握に努め、将来見通しを持って投資と負担のバランスについて慎重かつ積極的に検討し、限られた人的資源や財源を有効活用できるよう知恵と工夫を凝らし、下記の視点と手法によって、課題解決に取り組むこと。

(1) PDCAマネジメントサイクルの強化

行政評価結果を踏まえるとともに、新公会計制度財務諸表を活用し、全事業の費用対効果を分析・検証した上で、市民サービスの質的向上と最適化を目指すこと。

(2) 妥当性の担保

事業の立案に当たっては、EBPM（根拠に基づく政策立案）の観点の下、現状や経過を踏まえ、的確に課題を認識した上で、課題を効果的に解決できる取組となるよう、内容を精査すること。

また、合理的で妥当な算定に基づく予算となるよう、過大・過小な積算は厳に慎むとともに、継続的な経費は、特段の事情がない限り、直近の実績額(契約額等)を基に積算すること。

(3) 定数増加によらず、持続可能な職員体制を構築

原則として、新たな業務の増に関しても、既存の業務体制で対応すること。

(4) 部長マネジメントによる事業の最適化

部長のリーダーシップの下、「組織の使命及び目指す姿」「財源も含めた5年程度の中期的な計画と目標の設定」「施策の優先性」「事業の選択と集中」の4点を踏まえて検討すること。

(5) 業務プロセスの改善

自治体DXを始めとしたデジタル政策の推進や民間活力の導入等により、市民サービスの向上や、職員体制の持続可能性を考慮した業務プロセス改善を図ること。

(6) SDGsの取組の推進

SDGs（持続可能な開発目標）の実現のため、経済、社会、環境の3側面における統合的な取組を推進すること。

令和8年度～令和12年度実施計画策定及び令和8年度予算編成の方針

2 財源確保の努力

(1) 国・府補助金等の確保

国・府などの補助制度については、情報収集に努め、将来的な負担（ランニングコストへの補助の有無等）についても十分に検討の上で、積極的に活用すること。なお、補助制度等が廃止・縮小される場合は、原則として市の事業も廃止・縮小すること。やむを得ず継続する場合は、既存事業とのスクラップアンドビルドを前提とすること。

(2) 積立基金の活用

各種積立基金については、設置目的に応じた積極的な活用を前提としつつ、後年度に見込まれる事業費も考慮した上で必要な財源が確保できるよう、基金所管及び事業所管双方の調整により、計画的な積立てや繰入れを検討すること。

(3) 自主財源の確保

使用料等については、施設の魅力や稼働率を向上させることにより利用者の増加を図り、增收に努めること。また、新たな財源確保の手法についても積極的に検討すること。

(4) 建設予算に係る財源の確保

建設予算に係る事業については、上記(1)～(3)に加え、特に以下の点にも留意し、財源確保に努めること。

- 地方債については、対象事業や充当率、元利償還金に対する交付税措置の有無などを十分に確認し、将来世代に過度な財政負担を残さないよう適切に活用すること。
- 都市計画法に基づく都市計画施設の整備(新設又は既存施設の改修・更新)に関する事業又は市街地開発事業の実施に当たっては、その財源として都市計画税を効果的に活用するため、同法の規定による事業認可の取得を積極的に検討すること。

令和8年度～令和12年度実施計画策定及び令和8年度予算編成の方針

3 留意事項（昨年度からの主な変更点）

財源がなければ事業を実施できないことを職員一人ひとりが十分認識し、限られた財源を有効に活用する観点から、財源確保及び歳出削減を進め、持続可能な施策や事業の再構築に取り組むこと。

(1) 『部局別上限額』について

これまでの枠配分に替えて、『部局別上限額』（一般財源ベース）を設定する。『部局別上限額』は、歳出の性質ごとに自然増等の増加要因を踏まえて算出した各部局別の上限である。同額の一般財源を確約するものではなく、現時点で見込んでいる収支不足の金額を踏まえ、1件ずつの査定を行い、最終的な収支均衡を図っていく。まずは部局単位で必要な予算を精査の上、事業の優先順位を付け、『部局別上限額』の範囲内に収めること。

(2) 実施計画（新規・拡充等）の取扱い

新規事業や既存事業の拡充に係る実施計画については、既存取組のスクラップ（縮小・廃止）などによる財源確保を原則としつつ、後年度負担等も十分に検討した上で、必要な取組の着実な推進に努めること。提出時期は以下のとおりとする。

〈フェーズ1：8月15日～9月5日〉

義務的な取組（国や府の制度に基づき実施しなければならないもの等）及び建設予算。
従来どおり個別にヒアリング・査定を実施する。

〈フェーズ2：8月15日～9月25日〉

その他の取組（市の裁量で実施するもの等）。
なお、個別のヒアリング・査定を実施するかどうか選定を行い、10月下旬に選定結果の通知を行う。

(3) 建設予算の取扱い

建設予算に係る事業については、実施計画並びに一般建築物及びインフラ・プラント系施設の各個別施設計画等に基づき計画的かつ効率的に実施することとし、原則として各計画に位置付けられていない新規事業は実施しないこと。

また、各計画に基づく事業についても、実施内容、手法、財源、実施年度等のあらゆる角度から更なる精査を行うとともに、今後5年間の事業費については、実施計画において見込んでいる事業費の範囲内とするよう努めること。

令和8年度～令和12年度実施計画策定及び令和8年度予算編成の方針

4 その他

(1) 財政需要の把握

年度途中での補正予算は、法改正及び災害復旧等の緊急を要するやむを得ない場合に限ることを念頭に、当初予算への計上に漏れがないよう十分に精査すること。

(2) 他団体の状況把握

近隣市や他の中核市等の実施状況を確認するなど、他団体の動向の把握に努めること。

(3) 国・府制度との関係整理

上乗せや横出しを行っている事業等については、国・府制度の拡充や創設の影響を精査し、市の事業の廃止・縮小を含めた整理を行うこと。

(4) 部局・室課間の連携

実施計画又は予算が複数の部局・室課に関連する場合は、関連所管間における合意形成を図り、整合性のある事業内容・予算額とすること。